事後審査型制限付一般競争入札の執行について

令和8年9月28日

大阪市政策企画室長　西村　謙三

事後審査型制限付一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

案件名称		令和8年度・令和9年度 大阪市ホームページへのバナー広告掲載業務委託
履行場所又は納入場所		大阪市政策企画室
履行期限又は納入期限		令和9年12月28日
最低制限・調査基準価格適用の有無		適用なし
入札参加資格	登録種目	令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に以下の承認種目で登録していること。 業務委託種目「04-02-01 総合広告代行」
	必要な許認可（登録）等	－
	その他（実績要件等）	－
仕様書	配布開始日	令和8年9月28日
	配布方法	本案件にかかる別添PDFファイルをダウンロードしてください。
仕様書等に対する質問・回答	質問締切日時	令和8年10月6日　午後5時30分
	質問方法	本案件にかかる添付資料の質問書により作成し、無記名で、FAXまたは電子メールに添付のうえ、質問締切日時までに下記契約担当あて送信すること（必着）。 ※　FAXまたはメールにて質問を送信後、下記契約担当あて電話にて質問が届いているかの確認を行うこと。 なお、業者名については名乗らず、案件名称の質問について、FAXまたはメールが届いているかのみを確認すること。
	回答日時	令和8年10月13日　午前10時～入札日時まで ※回答開始日時については、大阪市ホームページの更新状況により若干前後する場合があります。
	回答方法	大阪市ホームページに掲載する。 掲載場所（大阪市ホームページ＞産業・ビジネス＞入札契約情報＞各局等入札契約情報＞政策企画室＞入札・契約のお知らせ） ただし、質問がない場合は掲載しない。 https://www.city.osaka.lg.jp/sangyo/category/3047-9-6-1-0-0-0-0-0-0.html
入札日時　（即時開札）		令和8年10月26日　午後5時00分　※入札室は約30分前より開場 （入札書は別添ファイルの書類を使用すること）
入札執行場所		大阪市北区中之島1-3-20　大阪市役所地下1階 第2共通会議室
入札参加資格審査提出資料等		「資本関係・人的関係等に関する調書」 なお提出の際には、公告添付の「資本関係・人的関係等に関する調書」を使用すること
入札参加資格審査資料等提出日時		開札日～開札日の翌開庁日　午後5時30分
落札決定（予定）日		令和8年10月29日を予定とするが、前後する場合がある。 なお、落札決定通知は、落札決定者のみに行う。
その他		－
契約担当		大阪市政策企画室秘書部秘書課（総務グループ） 大阪市北区中之島1－3－20　大阪市役所5階 電話　06-6208-7231　FAX　06-6202-6950 メールアドレス　mailto:aa0002@city.osaka.lg.jp
事業担当		大阪市政策企画室市民情報部広報担当 大阪市北区中之島1－3－20　大阪市役所5階

1. 入札参加資格	(1)	令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿(業務委託)に当該案件に応じた種目で登録されていること。	
	(2)	①	公告本文に定める入札参加資格をすべて満たすものであること。
		②	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
		③	入札書提出開始日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している大阪市税に係る徴 収金(法人市民税、市民税・府民税・森林環境税(普通徴収)、市民税・府民税・森林環境税 (特別徴収)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車 税、事業所税、市たばこ税、入湯税、上記市税に係る延滞金、重加算金、不申告加算金、過少申 告加算金及び滞納処分費)を完納していること。
		④	消費税及び地方消費税の未納がないこと。
		③	入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
		④	入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
	(3)	入札参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き開札日現在による。	
	(4)	入札参加資格の審査は、開札後に資格を確認する必要があると認められる者について行い、その他の者については行わない。	
	(5)	入札参加資格審査資料(以下「資格審査資料」という。)の提出の必要がある案件については、大阪市の指定する期限までに、公告本文に定める資格審査資料を提出できること。	
2. 入札参加手続等	(1)	入札参加申請 入札書の提出をもって入札参加申請とする。	
	(2)	入札は紙により行う。郵便・事前預かり等は認めない。	
	(3)	入札の辞退 入札書提出後の辞退は認めない。	
	(4)	仕様書の取得方法 公告本文にて定める。	
	(5)	仕様書等に対する質問 質問、回答の日時、方法について公告本文に定める。	
	(6)	上記(1)～(5)によらない場合は、公告本文に定める。	
3. 関係会社の参加制限	当該入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの1者しか参加できない。		
	(1)	資本関係	
		以下のいずれかに該当する2者の場合	
		①	子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合
		②	親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
	(2)	人的関係	
		以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、①については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。	
		①	一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。) 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

		②	一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
		③	一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
	(3)	以下のいずれかに該当する2者の場合	
		①	組合とその構成員
		②	一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合
		③	一方の会社等の大阪市の入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社等と同一である場合
	(4)	その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 上記(1)から(3)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合	
4. 入札の方法等	(1)	入札日時・場所は公告本文に定める。開札は、入札の終了後、直ちに当該入札の場所において行う。	
	(2)	入札参加者がない場合は、当該入札を取止め又は中止する。	
	(3)	入札書の提出	
		①	入札書は、入札金額、住所、会社名、氏名等、必要な事項がすべて記入されたものを有効なものとして取り扱う。
		②	入札書に記載する金額は、総額（長期継続契約対象案件の場合は期間の総額、概算契約案件の場合は予定数量による総額）を記載すること。ただし、これによらない場合は、公告本文で別に定める。 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
		③	入札書の記入は注意して正確に行い、確認を行ってから入札を行うこと。
		④	入札書は、公告本文に定めた時間までに指定の入札箱に投入すること。
		⑤	代理人が入札を行う場合は、委任状を提出のうえ、入札書を投入すること。
		⑥	投入された入札書は訂正、再提出又は撤回をすることはできない。
5. 再度入札	開札の結果、落札候補者がないときは、直ちに出席している入札参加者により再度の入札を行う。なお、回数については基本1回とする。その方法については、その都度大阪市から指示する。再度入札となった場合、初度入札に使用した印鑑が必要となるが、持参できないときは委任状を提出し、代理人印による入札をすることができる。ただし、再度の入札に参加できない場合は辞退したものとみなす。		
6. 入札の無効	次の場合のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。無効の入札をした者は再度入札に参加できない。		
	(1)	大阪市契約規則（昭和39年規則第18号）第28条第1項各号の一に該当する入札	
	(2)	1に定める入札参加資格を有しない者がした入札、又は委任状による確認を受けない代理人がした入札	
	(3)	大阪市政策企画室所定の入札書を用いないでした入札	
	(4)	同一入札について、他の入札者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札	
	(5)	再度入札の場合においては、前回最高入札書記載金額以下でした入札	
	(6)	指定する日時までに資格審査資料を提出しなかった落札候補者がした入札	
	(7)	3に定める関係会社の参加制限に該当する2者がしたそれぞれの入札	
	(8)	申出書類に虚偽の記載をした者がした入札	
7. 入札参加資格の審査及び落札者の決定	(1)	開札後、予定価格以上で最高の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留する。なお、落札候補者及び入札金額を入札会場内で即時公表する。	
	(2)	予定価格以上で最高の価格をもって入札をした者が2者以上あるときは、開札時にくじによって落札候補者を決定するものとする。なお、予定価格以上で同価格の入札をした者が2者以上あるときは、開札時にくじによって第3位までの審査順位を決定する。ただし、第4位以降の審査順位を定める必要がある場合は、当該入札者に通知し、第3位までと同様にくじによって審査順位を定める。	
	(3)	落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。	
		前号で規定する審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。	

	(4)	①	当該落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、落札決定を通知するものとする。
		②	当該落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格以上の価格をもって入札した他の者のうち最高の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし(3)の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、予定価格以上の価格をもって入札した他の者のうち最高の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、(2)の審査順位により落札候補者とする。
	(5)		(3)の入札参加資格の審査にあたっては、落札候補者は、公告本文に定める資格審査資料を、開札日((4)②において新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日)の翌日(翌日が大阪市における執務の休日にあたるときは、その翌日とし、休日が連続するときは、休日最終日の翌日とする。以下同じ)の午後5時30分までに提出しなければならない。期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定に基づく停止措置を行う。ただし、期限までに理由書(落札候補者用)を提出し、大阪市がやむを得ないと認めた場合は停止措置は行わないものとする。
	(6)		(4)②の手続きにより落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して、当該落札候補者に通知する。
	(7)		開札後から落札決定までの間に、いずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
	(8)		開札後から落札決定までの間に、入札参加者が次の項目に該当した場合は入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
		①	大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている。
		②	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。
	(9)		落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。 辞退した場合は、入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を行う。
8. 落札の決定日	原則として、落札の決定日は公告本文に定める。なお、入札参加資格の審査対象者が複数生じた場合等は、必要な審査・調査を行ったのち決定するものとする。		
9. 入札保証金及び契約保証金	(1)		入札保証金(見積った契約希望金額の100分の3以上)　免除 ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額(契約期間が12月未満の場合は、履行期間内に支払うことが見込まれる総額))の100分の3に相当する違約金を徴収する。
	(2)		契約保証金 契約金額(単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約金額を1年当たりの額に換算した額(契約期間が12月未満の場合は、契約期間内に支払うことが見込まれる総額))の100分の10以上納付 ただし、政府公債、大阪市債等の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。 また、次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。
		①	落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき
		②	落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これをすべて過去2年の間に誠実に履行したと認められるとき。ただし、長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12 か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。
		③	契約金額(単価契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、予定総額)が500万円未満であるとき
10. その他	(1)		提出された資格審査資料等は、入札に関する審査・調査以外に使用しない。
	(2)		契約条項を示す場所 公告本文にある契約・入札担当
	(3)		契約書作成の要否　要
	(4)		大阪市側の都合等により、必要と認めるときは当該入札を延期又は中止することがある。
	(5)		仕様書等に対する質問への回答は、システム上の問題等により、回答の掲載が公開時間に遅れる場合もある。
	(6)		入札方法等の照会にあたっては、入札参加者が本市職員にわかり得ることがないよう充分留意すること。
	(7)		落札の決定から契約締結までに、落札者が次の項目に該当した場合は、契約の締結を行わないものとする。
		①	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている

		②	大阪市契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適当であると認められるとき
	(8)	契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。	
	(9)	この公告に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則、事後審査型制限付一般競争入札の手引、大阪市競争入札参加者心得等の定めるところによる。	